

公立大学法人埼玉県立大学育児休業代替教員就業規則

平成28年6月20日

規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成22年規則第22号。以下「職員就業規則」という。）第3条第7項に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）に勤務する育児休業代替教員の労働条件、服務規律その他の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「育児休業代替教員」とは、職員就業規則第2条第2項に規定する教員以外の教員で、公立大学法人埼玉県立大学職員育児休業等に関する規程（平成22年規程第28号。以下「育児休業等規程」という。）第2条に基づき育児休業をする教員（以下「育児休業取得者」という。）の業務を処理するため法人に雇用された教授、准教授、助教及び助手の職にある者をいう。

2 前項の職については、公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成22年規則第6号）第15条、第16条、第18条及び第18条の2の規定を準用するものとする。

(法令との関係)

第3条 この規則及びこれに付随する諸規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）、その他の関係法令及び法人の他の規程の定めるところによる。

(雇用形態)

第4条 育児休業代替教員の雇用形態は、職員就業規則第2条第2項に定める教員と同様とし、就業に関する事項は、この規則に定めるもののほか、職員就業規則を準用する。ただし、職員就業規則第12条から第16条の規定は準用しない。

(採用)

第5条 法人は、育児休業等規程第2条に基づき育児休業の申し出があった場合において、当該申出の期間が6月以上3年以内であり、かつ教員の配置換その他の方法によっても当該申し出た教員の業務を処理することが困難であると認めるときに限り、期間を定めて育児休業代替教員を採用することができる。

2 法人は、前項の申出期間の初日が属する月の初日以降を採用日として育児休業代替教員を採用する。ただし、教員が公立大学法人埼玉県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成22年規程第27号）に定める出産休暇に引き続いて、育児休業を取得する旨の申し出をした場合は、出産予定日の6週間前の日が属する月の初日以降を採用日とすることができる。

3 育児休業代替教員の採用は、職員就業規則を準用する。

(任期等)

第6条 育児休業代替教員の労働契約期間（以下「任期」という。）は、1年以内とする。ただし、任期の末日は、前条第1項に規定する申出期間又は採用された日の属する年度の末日を超えることはできないものとする。

2 法人は、前項の任期が満了した時点において、引き続き育児休業代替教員の配置が必要であると認められる場合には、当該職員の勤務成績及び能力並びに法人の経営状況等を勘案し、前項に定める任期を更新することができる。

3 前項の規定により任期を更新した場合の更新後の任期は、第1項の定めに基づいて定めるものとする。ただし、最初の採用日から通算して5年を超えることはできないものとする。

4 法人は、育児休業代替教員の任期の満了前に育児休業取得者が復帰した場合であっても、当該任期の末日まで引き続き雇用するものとする。

(給与)

第7条 育児休業代替教員に支給する給与は、公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則(平成22年規則第27号)を準用して決定する。

(退職手当)

第8条 育児休業代替教員の退職手当は、公立大学法人埼玉県立大学職員の退職手当に関する規則(平成22年規則第28号)を準用して支給する。ただし、勤続期間は、育児休業代替教員として在職した期間に限るものとし、その他の期間は算入しない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、育児休業代替教員の就業に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和6年6月1日から施行する。